

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社長の残業手当

Q：最近部長が病欠のため、仕事が忙しく社長である私は目のまわる忙しさです。

社長である私でも残業手当を受けることはできませんでしょうか。

A：使用人兼務役員以外の役員に、残業手当を支給すると役員賞与として取り扱われます。

【解説】

税務上、残業手当を支給できる人は、従業員のように、会社と雇用契約の関係にある人、および役員のうち使用人兼務役員の立場にある人だけです。

使用人兼務役員の人には、役員と使用人の立場を兼ね備えているので、他の使用人と同一の基準により残業手当を受給することができます。

社長は使用人兼務役員になればいいのですが、税法では使用人兼務役員になれる人は限られています。

使用人兼務役員になれない人は次のような人です。

- (1) 代表権のある役員（社長、専務、常務等）
- (2) 監査役、監事等
- (3) 同族会社の役員のうち一定の持株基準の要件を満たす人

よって、社長は代表権のある役員のため、使用人兼務役員にはなれません。そこで、残業手当を支給すると役員賞与として取り扱われ損金に算入されません。

